

柏原市公民連携ガイドライン
【公共施設等・公有財産編】

平成30年11月

柏原市 総務部 公有財産マネジメント課

柏原市公民連携ガイドライン【公共施設等・公有財産編】

平成30年11月

本市では、厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設マネジメントを進めるため、平成27年10月、民間提案の募集要領を取りまとめた「柏原市公民連携（PPP）ガイドライン～民間からの提案の活用について～」を策定しています。

また、平成27年12月には民間資金等活用事業推進会議において、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現することを目的とした「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」（以下「指針」という。）が定められたことから、国は、人口20万人以上の地方公共団体に対して、この指針に沿って平成28年度末までに優先的検討規定を定めるよう要請し、その他の地方公共団体においても、同様の取組を行うよう請願されています。

本市は人口20万人未満の地方公共団体ですが、国の要請趣旨を踏まえ、「柏原市公民連携（PPP）ガイドライン～民間からの提案の活用について～」を基に、公共施設の維持管理の見直しや更新の検討に際し、公民連携手法の導入を優先的に検討する規程を加えた「柏原市公民連携ガイドライン【公共施設等・公有財産編】」を策定し、効率的かつ効果的な公共施設や公有財産のマネジメントをより進めるものとします。

公民連携とは、公共と民間が連携して、それぞれの強みを活かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化に取り組むことを言い、英語では、パブリック・プライベート・パートナーシップ（Public Private Partnership）の頭文字を取ってPPPと呼ばれています。

公共施設等とは「PFI法第2条第1項に規定する公共施設等」

公共施設（道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等）、**公用施設**（庁舎、宿舍等）
公益的施設（賃貸住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等）、**情報通信施設**、**熱供給施設**、**新エネルギー施設**、**リサイクル施設**（廃棄物処理施設を除く。）、**観光施設及び研究施設**、**輸送施設**（船舶、航空機等）、**人工衛星**（これらの施設の運行に必要な施設を含む。）、**前各号に掲げる施設に準ずる施設**として政令で定めるもの

公共施設等の整備とは「PFI法第2条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する事業」

公共施設等の整備等に関する事業（公共施設等の建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を含む。）であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるもの

目次

第1章 柏原市公民連携導入の優先的検討

1 公民連携手法導入に際し優先的検討の規程を定める目的	1
2 公民連携手法導入の検討フロー	1
3 民間事業者の活用	3
4 検討結果の公表	3

第2章 民間提案の募集

1 募集内容等	3
2 提案の観点	3
3 対象とする施設	4
4 提案募集ができる施設の要件	4
5 想定される提案	4
6 提案の受付、検討、事業化までのフロー	5
7 留意点	10
8 関係法令や国の基本方針、ガイドライン等	11
9 参考文献	12

第1章 公民連携手法導入の優先的検討

1 公民連携手法の導入を優先的に検討する規程を定める目的

本市の多くの公共施設等は老朽化が進み、特に耐震性能も低下している庁舎整備が、市民の安心安全の確保にとって喫緊の課題でありました。本市は、庁舎建設基金を積立てていたものの、柏原市行財政健全化戦略（第2期）による行財政改革を進めている状況にあり、多額の費用が必要となる庁舎整備については、庁舎間接基金に頼ることなく、新たな手法で建設費用の抑制を図るとともに財源確保に取組み、事業を進めなければならない状況にありました。

この新たな手法で公共施設等の整備に取り組むため、平成27年10月、民間提案の募集要領を取りまとめた「柏原市公民連携（PPP）ガイドライン ～民間からの提案の活用について～」を策定し、具体的な提案モデルとして庁舎整備と庁舎敷地の有効活用についての提案を募集しました。

応募された提案の中には、リース手法による建設費用の抑制や庁舎敷地の余裕スペースに事業用定期借地を設けて収益を得ることなど、具体的で実現可能性の高い提案もあり、熊本地震発生後、交付税措置のある財政的に有利な起債「市町村役場機能緊急保全事業」が創設されるまで、その実現可能性の高い民間提案をベースに庁舎整備事業を進める検討を行っていました。

国においても、老朽化する公共施設等の維持管理や更新は、財政的にも市町村の大きな負担となるであろうと考え、民間の資金や経営ノウハウを活用できるPPP/PFI手法の導入を推進し、また、「公共施設等総合管理計画」による計画的な長寿命化、老朽化対策等を推進しているところです。

本市も、庁舎整備と庁舎敷地の有効活用における民間提案において、公民連携手法による実現可能性の高い案が示されたことから、今後、公共施設等総合管理計画に基づく「統合」や「複合化」を推進していく上で、「統合」や「複合化」が実施された後の旧施設やその用地の利用などを含めた民間提案を受けることによって、より効率的で、効果的な公共施設や公有財産のマネジメントが可能になると期待しているところです。

そこで、効率的かつ効果的な公共施設等や公有財産のマネジメントを図ることを目的に、更新計画や改修計画の策定、維持管理や運営方法の見直しなどの機会において、多様なPPP/PFI手法を検討する「公民連携手法の導入を優先的に検討する規程」を定めることとします。

2 公民連携手法導入の検討フロー

(1) 検討を行う時点

公共施設整備の基本構想や基本計画を策定する時点、公共施設等の運営の見直しなどを行う時点とします。

(2) 検討を行う事業

ア 検討の基準

公民連携手法導入を検討する事業は、次に掲げるものを基準とします。

- (ア) 事業費の総額が10億円以上の公共施設等の整備（建設、製造又は改修を含むもの）
- (イ) 単年度の事業費が1億円以上の公共施設等の整備（運営等のみのもの）

イ 「ア 検討の基準」に規定する金額未満でも検討を行う事業

民間事業者の資金、経営能力及び技術力を活用し、明らかに効果が認められる事業、又は公共施設整備事業の特殊性による特別の事情がある事業については、アに規定する金額未満であっても公民連携手法導入の検討を行うものとします。

ウ 検討を行わない事業

ア、イの規定にかかわらず、次に掲げる事業は公民連携手法導入の検討を行う事業から除くものとします。

- (ア) PPP/PFI手法の導入が前提とされている事業
- (イ) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている事業
- (ウ) 民間事業者が実施することが法的に制限されている事業
- (エ) 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある事業

(3) 検討のレベル

ア 事前の検討

当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、適切と思われる公民連携手法を選択します。この場合、複数の手法を候補として選択できるものとします。

なお、当該事業と同種事業の事例、実績に照らし、簡易な検討、詳細な検討を行う必要がないと認められる事業は、事前の検討で適切と思われる公民連携手法を決定できるものとします。

イ 簡易な検討

次の「費用総額の比較」により行うものとします。

なお、この検討では、専門的な外部コンサルタントによる詳細な費用等の比較までは必要とせず、また、この検討により公民連携手法の導入は適さないと評価された事業は、詳細な検討を行わず、導入しないことを決定できるものとします。

【費用総額の比較】

公共施設等の整備等を自ら行う従来手法と候補となる公民連携手法との間で、次に掲げる費用等の総額を比較します。事前の検討で複数の手法を候補として選択している場合は、各々の手法について費用等の総額を算定し、その最も低いものと、従来手法との間で比較するものとします。

- ① 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- ② 公共施設等の運営等の費用
- ③ 民間事業者の適正な利益及び配当
- ④ 調査に要する費用
- ⑤ 資金調達に要する費用
- ⑥ 利用料金収入
- ⑦ その他、公的負担の抑制が客観的に比較できるもの

ウ 詳細な検討

簡易な検討と同じく、従来手法と候補となる公民連携手法との間で、費用等の総額を比較します。この検討では、専門的な外部コンサルタントによる要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行うものとします。

3 民間事業者の活用

「事前の検討」又は「簡易な検討」において公民連携手法の検討を行う場合、公共施設の基本構想や基本計画の策定時、民間事業者に対し提案を求めることができるものとします。

4 検討結果の公表

公民連携手法を導入することになった事業については、本市ウェブサイトで公表します。なお、公表時期については、入札手続等の公正さを確保するため、適切な時期に行うものとします。

第2章 民間提案の募集

1 募集内容等

第1章3「民間事業者の活用」のとおり、公民連携手法の導入に関する提案を民間事業者に求めるに当たっての募集内容等は、次のとおりとします。

【募集内容等】

- ① 民間事業者からの提案を受けるに当たっての目的
- ② 対象とする施設
- ③ 提案を募集する施設の要件
- ④ 期待できる提案事業
- ⑤ 民間提案の受付、検討、事業化までのフロー
- ⑥ 事業者選定の方法
- ⑦ 事業化における留意点

2 提案の観点

- (1) 公共施設等のサービス向上
「公共施設整備等が早期着手できる。」
「公共施設等の利便性が向上する。」 など
- (2) 公共施設等の負担削減
「公共施設等の包括的な維持管理が行える。」
「公共施設等の長寿命化により整備費が抑制できる。」 など
- (3) 公共財産の有効活用
「公共施設建替余剰地が活用できる。」
「利用状況が良くない公有財産を利活用できる。」 など

3 対象とする施設

次の施設等を対象とします。また、民間提案を受ける時点は、第1章の公民連携手法導入の優先的検討フローに基づき、施設を所管する課において、施設のあり方や更新等についての基本的な方針が定まった時点とします。

【対象施設等】

- ①庁舎及び出張所等関連施設
- ②文化、教養施設
- ③スポーツ施設
- ④社会福祉施設
- ⑤コミュニティ施設
- ⑥児童福祉施設
- ⑦教育施設
- ⑧これらの施設に付随又は関連する用地等

4 提案募集ができる施設の要件

基本的な方針が定まった施設のうち、次の要件が認められる施設について提案を募集するものとします。

【施設要件】

- ① 施設の利活用を向上させたいもの
- ② 民間施設を利用できるもの
- ③ 未利用地の活用が図れるもの
- ④ 公共で所有する必要がないもの

5 想定される提案

提案が想定される事業を大別すると次のとおりです。

(1) 公共施設・公有財産活用事業

利用状況が良くない公共施設や公有財産を活用する事業

種別	事業方式	事業内容
施設活用	施設譲渡	公共施設等を民間に無償又は有償で譲渡、民間が管理運営
	施設貸与	公共施設等を民間に無償又は有償で貸与、民間が管理運営
土地活用	普通借地	借地借家法に基づく更新のある借地権 ※当初期間30年、第1回更新期間20年、以降更新期間10年
	事業用定期借地	借地借家法に基づく更新のない事業用定期借地権 ※契約更新や建物買取請求権のない特約は50年以上
	等価交換	公共用地にある民間建物の区分所有権と市保有地の土地評価額分との交換
	土地信託	公共用地を民間に土地信託し活用
	売却	公共用地を民間に売却

(2) 公共施設等整備事業

老朽化する公共施設等の整備について、建設、整備に留まらず、維持管理や運営までを対象とし、リスクやイニシャルコストの低減を図る事業

方式	用地	資金調達	施設		維持管理	運営
			所有	建設		
従来方式	公共	公共	公共	公共	公共	公共
外部委託方式	公共	公共	公共	公共	民間	民間
DB方式	公共	公共	公共	民間	公共	公共
DBO方式	公共	公共	公共	民間	民間	民間
PFI方式(BTO)	公共	民間	公共	民間	民間	民間
PFI(BOT,BOO)方式	公共	民間	民間	民間	民間	民間
リース方式	公共	民間	民間	民間	民間	公共
賃貸借方式	公共	民間	民間	民間	民間	民間
公民合築方式	公共	民間	公共・民間	民間	公共・民間	公共・民間
土地信託方式	公共	民間	公共	民間	公共	公共

ア 従来方式 公共自らがサービス水準を決定し、施設の所有、整備、運営まで行う方式

イ 外部委託方式 指定管理者制度、包括的民間委託、公共施設等運営権
(PFI事業で整備した事業者が行う公共施設等の管理運営)

ウ DB方式 公共が資金調達を行い、民間委託により設計から建設までを一括して行う方式

エ DBO方式 DB方式の委託範囲に加え、維持管理及び運営部分についてもPFI的な考え方に基づいて民間委託する方式

オ PFI方式(BTO) 民間が施設等を建設し、施設完成直後に公共へ所有権を移し、民間が維持管理及び運営を行う方式

カ PFI方式(BOT) 民間が施設等を建設し、維持管理及び運営を行い、事業終了後に施設の所有権を公共へ移転する方式

キ PFI方式(BOO) 民間が施設等を建設し、維持管理及び運営を行い、事業終了時点で施設を解体撤去する方式

ク リース方式 民間が公共用地に建設した施設を公共がリースし、リース料を支払い、リース期間終了後に所有権を公共に移転する方式

ケ 賃貸借方式 民間が定期借地した公共用地に建設した施設を公共が賃貸で借りる方式

コ 公民合築方式 民間が公共用地に施設を建設し、施設完成後、公共施設は公共が、民間施設は民間がそれぞれ所有する方式

サ 土地信託方式 公共が公共施設を含む公共用地を民間に信託し、公共用地の一部の売却益によって施設を建設する方式

6 提案の受付、検討、事業化までのフロー

(1) 対象施設の公表

次の計画等に位置付けられた施設のうち、施設所管課において「改修」、「統合」、「廃止」、「建替え」等の方針が一定示され、具体的な検討を進めることになった施設は、公式ウェブサイトで公表します。

なお、公表は年間を通して随時に行います。

- ア 第4次柏原市総合計画
 - イ 柏原市都市マスタープラン
 - ウ 柏原市行財政健全化戦略
 - エ 柏原市まち・ひと・しごと創生総合戦略
 - オ 柏原市公共施設等総合管理計画（柏原市公共施設のデザイン（案））
 - カ その他個別の基本方針が定まっている施設
- (2) 提案の受付
提案の受付窓口は、提案を募集する施設所管課で行います。
- (3) 提案者の資格
提案者は原則として次の要件を満たしているものとします。（総合評価落札方式による入札や公募型プロポーザルを実施するときの基本的な資格要件となります。）
- ア 柏原市入札参加有資格者名簿に登録されていること。
 - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをした者にあつては、更生計画の認可がされていないもの又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと。
 - エ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行っていない者であること。
 - オ 柏原市入札参加有資格業者停止要綱による指名停止処分又はこれに準じる措置を受けていないこと。
 - カ 柏原市暴力団排除条例（平成25年条例第27号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
 - キ 柏原市暴力団排除条例（平成25年条例第27号）第9条に基づく入札等排除措置を受けていないこと。
- (4) 提案の受付
公式ウェブサイトを示された募集期間内に提案書（様式自由、2部）を受け付けるものとします。ただし、受付窓口において次の事項を確認し、内容を満たしていない提案は、受理しないものとします。
- ア 公共サービスの向上、公共負担の削減、公共資産の有効活用等、本市のニーズに則した提案であるか。
 - イ 従来方式及び提案以外の公民連携手法との比較のある提案であるか。
 - ウ 簡易VFM、事業収支等が算定され、従来方式との比較（定量的評価）がなされた提案であるか。
 - エ 対象施設の機能に大きく支障をきたさない提案であるか。（廃止や休止の方針がある施設を除く。）
 - オ 提案者が実施主体となる提案であるか。
- (5) 提案書の作成と内容
提案書は次の項目が記載されたものとします。ただし、ここでの提案は、これから具体的に検討を進めていこうとする事業において、事業手法等の決定に参考となるものを求めるものです。したがって、この段階での提案書は概略案の水準とします。
特に設計図面等の作成は提案者の負担が大きいことから、提案時に設計図面等の作成を考えている提案者は、事前に受付窓口へ確認できるものとします。
なお、提案書の作成に要する費用は、提案者の負担とします。

- ア 提案事業（事業手法の別）
- イ 提案理由（施設の課題や柏原市の要望に対するソリューション等）
- ウ 事業内容（建設、維持管理、運営、所有の別、事業スキーム、リスク分担等）
- エ 事業規模（施設規模、施設概要、概算事業費）
- オ 事業期間（事業期間、建設期間、運営期間）
- カ 提供される技術や方策（建設や運営に関するノウハウ、地域活性化の内容）
- キ 提案事業を実施した場合のメリット、デメリット（公共サービス水準の向上等）
- ク 従来方式や他の公民連携手法との優位性（事業収支、簡易VFM、公共負担額等）

(6) 予備審査の実施

民間事業者から提案書の提出があった場合、提案を募集した施設所管課において予備審査を行います。予備審査は、提案された事業手法等が「採用できるか」どうかを審査するもので、次の項目を観点に実施します。

なお、結果は提案者に通知しますが、提案者はこの審査結果に対し異議申し立てはできないものとします。

- ア 従来方式と比較して一定の効果（VFM等）があると認められる提案であるか。
- イ 公共施設整備等が早期着手できる提案であるか。
- ウ 公共施設等の利便性が向上する提案であるか。
- エ 適正な維持管理が行える提案であるか。
- オ 整備費が抑制できる提案であるか。
- カ 建替え等に発生する余剰地の活用が図られる提案であるか。
- キ 利用状況が良くない公有財産を利活用できる提案であるか。
- ク 社会的な妥当性のある提案であるか。
- ケ 地域活性化につながる提案であるか。

(7) 審査体制と意見聴取の方法

予備審査を通過した提案は、企画担当、管財担当、財政担当、土木建築担当、施設所管等の職員で構成する庁内検討組織（以下「民間提案検討委員会」という。）を設置して、全庁的に審査を行います。

なお、必要に応じて提案者からのヒアリング（技術対話）を実施するものとします。また、この間において、市議会との意見交換会やパブリックコメント等を実施して、意見を聴取するものとします。

(8) 候補となる事業手法の抽出

民間提案検討委員会は、聴取した意見も踏まえ、予備審査を通過した提案を審査し、「候補となる事業手法」を1案から3案程度、抽出するものとします。

なお、その結果は市長に報告するとともに、提案者には事業者として決定するものでない旨を添えて、結果を通知するものとします。

(9) 経過の公表

提案受付から候補となる事業手法の抽出までの経過については、公式ウェブサイトで公表します。ただし、提案者が特定されるような情報（事業者名、工法名等）は公表しないものとします。

(10) 事業化の準備

施設所管課は、候補となる事業手法が抽出された後、事業化に向けて公民連携事業に関する幅広い知識や高度な専門能力を有するコンサルティングに調査等を委託します。

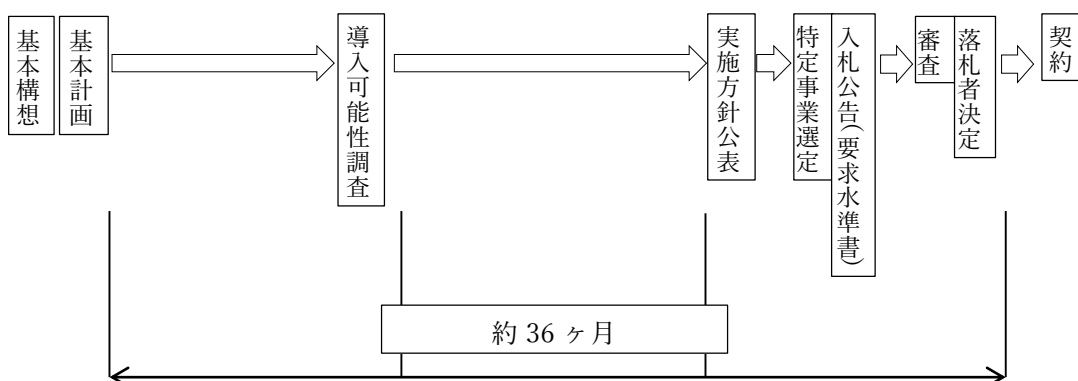
この委託において、特性や有効性を判定して「最適な事業手法」を選定します。

選定された事業手法を民間提案検討委員会と市議会に報告するとともに、提案を踏まえ、当該事業の基本構想、基本計画、実施方針等を策定します。

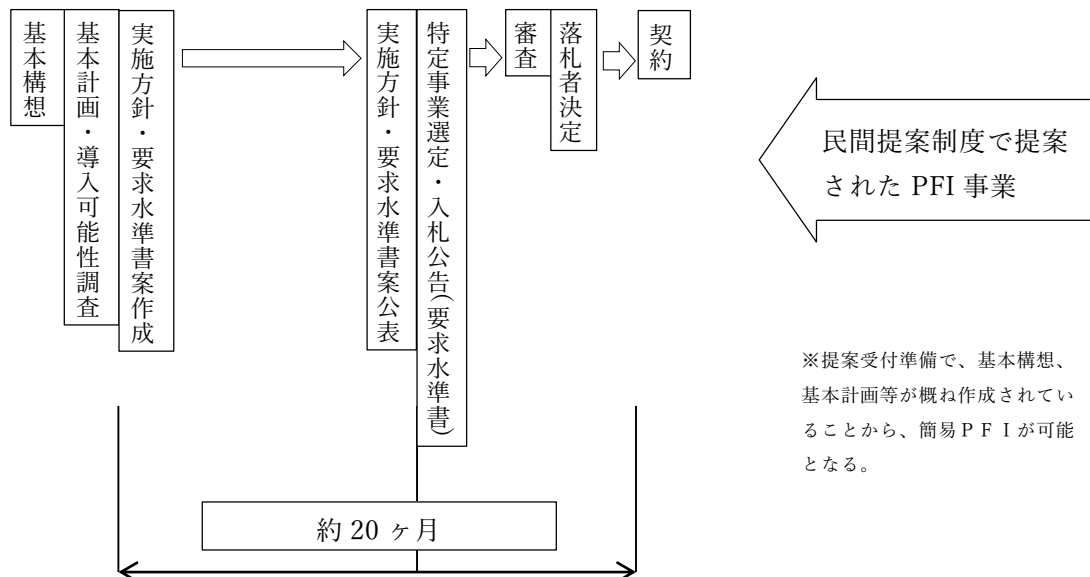
(11) 事業化

事業手法がPFI事業である場合は、PFI法及びその関連法令、また、内閣府「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」、「VFM(Value For Money)に関するガイドライン」、「地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続簡易化マニュアル」等の指針に従い、事業化を進めます。

通常PFI方式



簡易PFI方式

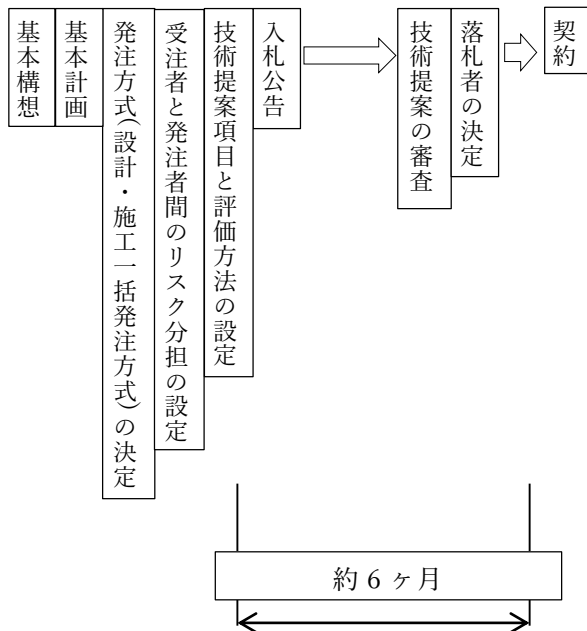


※上図は内閣府の「PFIの手続の簡易化について(概要)」を基に作成
 ※期間は標準的な実施期間

PFI事業以外の事業手法の場合、それぞれの指針等に沿って事業化を進めます。

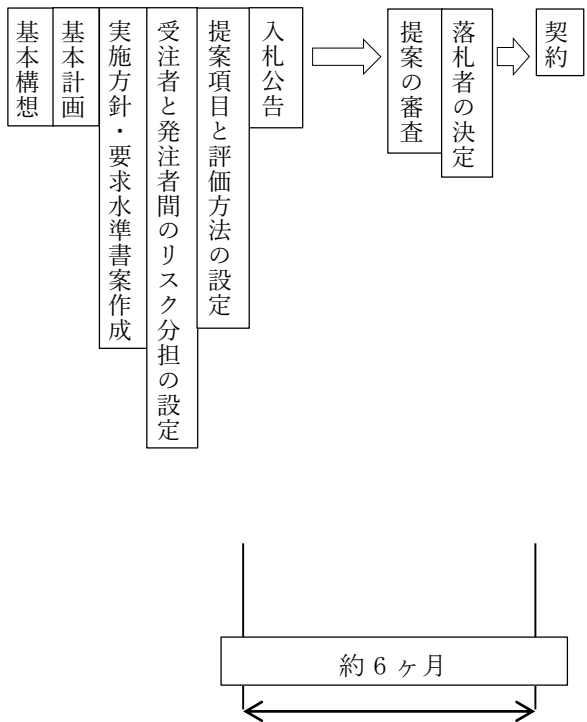
例えば、DB方式(デザインビルド方式=設計・施工一括発注方式)の場合、国土交通省の設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式実施マニュアル(案)

DB方式



※落札者の決定(入札方法)は目的物の特性によって、総合評価方式かプロポーザル方式かを適宜選択するものとする。

リース方式



※落札者の決定(入札方法)は目的物の特性によって、総合評価方式かプロポーザル方式かを適宜選択するものとする。

(12) 事業者選定の方法

事業者選定の方法については、総合評価落札方式と公募型プロポーザル方式の2通りの方法があります。

事業者の公募時に、本市が事業計画の策定に一定の性能(事業目的を達することができる手法やニーズを満たすことのできる手法、そのための要求水準等)を示すことができる場合は、基本的に総合評価落札方式を採用します。

また、基本的な性能以外に本市が求める要求に必要となる一定の性能を本市のみで示すことが難しい場合、事業スキーム、資金調達スキーム、運営方法等多面的な観点から検討された提案を受けられることができる公募型プロポーザル方式を採用することとします。

7 留意点

(1) 情報提供及び資料提出

民間からの提案を受けるとき、市は市の基本方針や要求に則した提案となるよう事前相談や検討に必要な情報等の提供を行います。

また、提案された内容の検討を行うとき、市は提案者に負担とならない程度で、問い合わせや必要となる追加資料の提出を求めることができるものとします。

(2) 採用された提案者に対する優遇措置

提案が採用された提案者に対しては、その内容が実施方針等の事業内容に反映されるため、公募時において他の提案者より先行して検討していることから、大きく優遇措置は行わないものとしますが、本市への貢献度の加点対象とします。

(3) 知的財産が含まれる提案に対する対応

原則として知的財産に当たる情報は公表しないものとします。ただし、知的財産に当たる情報を含めないと実施方針等が作成できない場合は、知的財産が含まれる提案を行った提案者に対して公開できる範囲を確認し、承諾を得た上で実施方針等を作成し、公表するものとします。

(4) 実施方針、契約等で明記しておくべき事項

次の事項について具体的に記載するものとします。

【明記事項】

- ① 事業責任とリスク分担
- ② サービスの内容と質
- ③ サービス水準とその評価方法
- ④ 支払い方法や適用可能な補助金等
- ⑤ 市の民間事業者への関与
- ⑥ 事業終了時の取り決め
- ⑦ 事業破綻、事業継続困難時の措置
- ⑧ 契約解除の措置

(5) 一般的なリスク分担

	リスク	内容	負担	
			公共	民間
共通	法令等の変更	新法令、法令変更に関するもの	○	
		一般的に事業者に適用されるもの		○
	住民対策	事業自体への反対等	○	
		工事、維持管理、運営への苦情等		○
	第三者賠償	公共の責めに帰すべき事由	○	
		事業者の責めに帰すべき事由		○
	債務不履行	公共の責めに帰すべき事由	○	
事業者の責めに帰すべき事由			○	
不可抗力	天災等による事業の中断、延期、変更、中止	○	△	
計画・設計	測量、調査	公共の事由による計画(仕様)変更、それに伴う費用	○	
		事業者の事由による計画(仕様)変更、それに伴う費用		○
	設計	公共の事由による設計変更、それに伴う費用	○	
		事業者の事由による設計変更、それに伴う費用		○
資金調達	金融機関等からの資金調達ができない場合		○	
建設	用地の確保	公共が事業用地を確保する場合	○	
		事業者が事業用地を確保する場合		○
	工事の遅延	公共の指示による変更が起因する遅延、それに伴う費用	○	
		事業者の事由による遅延、それに伴う費用		○
工事費の増大	公共の事由によるもの	○		
	事業者の事由によるもの		○	
運営	利用状況	計画値、見込値を下回るもの	△	○
	運営費の増大	事業内容や要求水準の変更によるもの	○	
		上記以外の事由によるもの		○
	施設改修	公共の事由によるもの	○	
施設の老朽化等に伴うもの(要求水準の確保)			○	

(6) 債務負担行為の予算措置

公民連携事業は、整備から維持管理、運営と事業完了まで複数年度にわたる協定又は契約となることから債務負担行為の予算措置を行います。

8 関係法令や国の基本方針、ガイドライン等

- ① 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)
- ② 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令(平成11年政令第279号)
- ③ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針(平成12年3月13日総理府告示第11号)
- ④ PFI事業実施プロセスに関するガイドライン(内閣府)
- ⑤ PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン(内閣府)
- ⑥ VFM(Value For Money)に関するガイドライン(内閣府)
- ⑦ 契約に関するガイドライン-PFI事業契約における留意事項について(内閣府)

- ⑧ モニタリングに関するガイドライン(内閣府)
- ⑨ 地方公共団体におけるPFI事業について(総務事務次官通知)
- ⑩ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について(自治省財務局長通知)

9 参考文献

- ① 習志野市PFI導入指針(平成17年8月 習志野市)
- ② 木更津市PPP(公民連携手法)導入指針(平成18年6月 木更津市)
- ③ PFI等事業手法の導入に関する基本方針(平成19年1月改訂 姫路市)
- ④ 京都市資産有効活用市民提案制度実施要領(平成24年7月 京都市)
- ⑤ 堺市PFIマニュアル(平成26年3月 堺市)
- ⑥ 横浜市PFIガイドライン(平成26年4月 横浜市)
- ⑦ 官民協働事業(PPP)への取組方針(平成26年4月 福岡市)
- ⑧ PPP/PFI民間提案等ガイドブック(平成26年4月 福岡市)
- ⑨ 神戸市公民連携(PPP)ガイドライン(平成26年7月 神戸市)
- ⑩ PFIガイドブック(平成27年5月 福岡市)

以上